

## 国民年金保険料の徴収時効(2年)の見直しについて

### 《現行制度の仕組み・趣旨》

- 現行制度においては、国民年金の保険料を徴収する権利については、2年で消滅時効することとされている。(国民年金法第102条第4項)

このため、免除制度や学生納付特例制度などを利用している場合を除き\*、国民年金の被保険者は、保険料の納付時期から2年を経過したときには、保険料の納付を行うことができなくなる。

\* この場合には、10年間の保険料の追納が認められる。

- こうした取扱いとしているのは、他の社会保険制度の保険料と同様、短期間で債権債務関係を確定し、法的関係の早期安定を図る必要があるため。

### 《各方面からの主な提案内容》

- 保険料の納付期間の延長(例えば5年)を行うべき。

(注)平成16年の第159回国会において「時効によって消滅した保険料の事後納付制度の創設」を含む国民年金法の一部を改正する法律案が議員立法によって提出された。(平成17年の第162回国会において審議未了・廃案)

## 《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- 納付期限を延ばすことによって、受給権を得られる者が増える可能性があるのではないか。
- 現在、強制徴収の徹底等により、負担能力がありながら2年の期限内に保険料納付を行わない者をなくそうとしているなかで、2年を超えて納付期間を設けることの意義をどう考えるか。
- 他の社会保険制度\*における保険料徴収権の時効(2年)との関係をどう考えるか。

\* 厚生年金保険、健康保険、国民健康保険、介護保険、労働保険の各制度

## 《諸外国における取扱い》

### ○諸外国の保険料徴収権の消滅時効までの期間

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
保険料徴収権の時効消滅までの期間	2年	3年 (注1)	6年 (注2)	4年 (注3)	3年	保険料徴収権は時効により消滅しない。

(注1) 収入の25%以上の額を過少申告した場合には6年間。虚偽申告・申告書未提出の場合には時効は適用されず。

(注2) 社会保険料の納付義務があることを意図的に隠したときは、当該隠蔽の事実を政府が知ったときから6年。

(注3) 事業主が故意に保険料を横領した場合は30年。

【資料出所】

在外公館を通じた調査等から厚生労働省年金局において作成